

NCBデビット規約集

- 個人情報の取扱いについて（JCB）
- 個人情報の取扱いについて（Visa）
- 個人情報の取扱いについて（カードローン）
- NCBデビットーJCB会員規約
- MyJCB利用者規定
- MyJCB利用者規定にかかる特則
- MyJチェック利用者規定
- MyJチェック利用者規定にかかる特則
- J/Secure（TM）利用者規定
- J/Secureワンタイムパスワード（TM）利用者規定
- NCBデビットーVisa会員規約
- NCBデビットーVisa会員用Webサービス利用特約

個人情報の取扱いについて (JCB)

I. 個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

1. 個人情報の収集、保有、利用

株式会社西日本シティ銀行(以下、「当行」という。)および九州カード株式会社(以下、「当社」という。)ならびに株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社、当行もしくはJCB、または当行、当社およびJCB(以下、「三社」という。)との取引に関する判断および入会後の管理のために、下記①～⑨の個人情報を収集、利用します。
 - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
 - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社の契約内容に関する事項。
 - ③ 本会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
 - ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
 - ⑥ 当社、当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
 - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)
- (2) 以下の目的のために、上記1)①～④の個人情報を利用します。ただし、本会員が下記③の定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の定める営業案内等について中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

- ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ② 当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBの事業または三社の事業(当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下、「三社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
- ③ 当社、当行もしくはJCBまたは三社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④ 当社、当行もしくはJCBまたは三社の事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当社、当行もしくはJCBまたは三社の加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
- ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、上記1)①～⑨の個人情報を当該業務委託先に預託します。
- (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上の1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行います。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、上の1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたりうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のために当該個人情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
- (5) 当社、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記1項1)①～④の個人情報を共同利用します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)
- (6) 以下の当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記1)①～③の個人情報を共同利用します。
 - ・株式会社JCBトラベル: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため
 - ・株式会社ジェーシービー・サービス: 保険サービス等の提供のため
- (7) 上記5)6)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が正確または誤りであることが判明した場合には、当該会社は速やかに訂正または削除に応じます。

3. 個人情報の取り扱いに関する不同意

三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きをとることができます。ただし、上記1.(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当

社、当行もしくはJCBまたは三社の加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

4. 契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- (1) 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1.に定める目的(ただし、1.(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める④に定める当社、当行もしくはJCBまたは三社の加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も、上記1.に定める目的(ただし、1.(2)③④に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

5. 個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

- 九州カード株式会社 お客様相談室
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-18
TEL: 092-452-4520
- 株式会社西日本シティ銀行 全営業店窓口及び総務部お客様サービス室
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-3-6
TEL: 0120-162-105
- 株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山15-1-22 青山ライズスクエア
TEL: 0120-668-500

II. 西日本シティ銀行の個人情報の利用目的に関するご案内

お客様のお取引の申込みまたはご契約の締結にあたり、当行がお客様から取得する個人情報の利用目的等について、以下のとおりご案内いたします。

業務内容	具体的な利用目的
<ul style="list-style-type: none">○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務○ 公共債販売業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務○ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)	<ul style="list-style-type: none">○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかわる妥当性の判断のため○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため○ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため※ 各種ご提案を希望しない場合は、お申出により停止することができます。ただし、金融商品やサービスの提案以外のダイレクトメール(満期案内等)の発送等を除きます。○ 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため○ その他、お客様のお取引を適切かつ円滑に履行するため○ 当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため○ 当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため○ 法令等に基づき開示、報告を行うため

特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
※ 法令等による利用目的の限定について
○ 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
○ 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

個人情報の取扱いについて (Visa)

I. 個人情報の取扱いに関する同意事項

<本同意事項はNCB デビット-Visa 会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成し、当社が会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)から同意を取得するものです。>

第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)

1. 会員等は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、取引の管理には、本デビットの利用確認、会員への本デビットご利用代金の通知(決済口座の残高不足等の場合の通知を含みます)をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかると記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める疑わしい取引でないことの確認その他法令の定めに基づき行っていることの確認を含むものとします。
 - ① 申込み時若しくは入会後に会員等が申込書等に記入し若しくは会員等が提

- 出す書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座番号、本デビット会員番号等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報及びお電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
- ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額等のご利用状況及び契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
 - ③ 会員のお支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④ 来店、お電話等での問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
 - ⑤ 決済口座での取引時確認状況
 - ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦ 官報や電話帳等の公開情報
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。

- ① 当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- ③ 当社のデビットカード関連事業およびクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④ 当社が認めるデビットカード関連事業およびクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信
※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第2条（個人情報の預託）

会員等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条（利用の中止の申出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます（以下、尚書の内容を含めて、同じ）。但し、カードに同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。尚、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第5条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実、第1条第1項に定める目的に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第27条に定める退会の申し出または本規約第26条に定める会員資格の取消後も、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第7条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。

第8条（個人情報に関するお問合わせ）

1. 第5条に定める中止のお申出は、下記のデビットデスクまでお願いします。

<デビットデスク>
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目3-18
電話番号 092-452-4610
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<お客様相談室>
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目3-18
電話番号 092-452-4520

第9条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項はNCB デビット-Visa 会員規約一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されるとも異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明あるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に両社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも両社に何らの請求は行わず、一切の責任をいたします。

- ① 両社との取引に際し、現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし

- ② 自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為

個人情報の取扱いについて（カードローン）

I. 西日本シティ銀行の個人情報の利用目的に関するご案内

お客さまのお取引の申込みまたはご契約の締結にあたり、当行がお客さまから取得する個人情報の利用目的等について、以下のとおりご案内いたします。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務 ○ 公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務 ○ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認めれる業務を含む）
個人情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかわる妥当性の判断のため ○ 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ※ 各種ご提案を希望しない場合は、お申出により停止することができます。ただし、金融商品やサービス等の提案以外のダイレクトメール（満期案内等）の発送等を除きます。 ○ 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ○ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため ○ 当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため ○ 当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため ○ 法令等に基づき開示、報告を行うため

特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
 ※ 法令等による利用目的の限定について
 ○ 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 ○ 銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

II. 個人情報の第三者提供についてご同意いただく条項（保証委託を申込むにあたっての同意事項）

申込人（契約成立後の契約者を含む。以下同じ。）は、本申込（本契約を含む。以下総称して「当該取引」という。）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ。）を株式会社西日本シティ銀行（以下銀行という。）および下記保証会社（以下、保証会社という。また、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。）が以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の第三者への提供先について

- (1) 加盟する個人信用情報機関
- (2) 九州カード株式会社

第2条 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

1 【個人情報の利用】

申込人は、銀行等が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に申込人の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、銀行等が当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。）のために利用することに同意します。但し、返済能力に関する情報については、銀行は銀行法施行規則第13条の6の6等、保証会社は貸金業法の法令等に基づき、返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。

2 【取引情報の個人信用情報機関への提供】

申込人は銀行等が、申込人に係る当該取引に基づく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日および申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）を、加盟先機関に提供することに同意します。

3 【取引情報の登録と他会員への提供】

申込人は、加盟先機関が、当該取引情報を下表に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供することに同意します。

提供を受けた会員は、当該取引情報を与信取引上の判断のために利用します。なお、銀行法施行規則第13条の6の6等、貸金業法および割賦販売法の法令等に基づき、返済能力に関する情報については返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。また、申込人は、当該個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4 【開示等の手続き】

申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行い、銀行等ではできません。

5 【加盟先機関】

〔銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関〕

銀行・保証会社名	加盟する個人信用情報機関
株式会社西日本シティ銀行	全国銀行個人信用情報センター／株式会社日本信用情報機構
九州カード株式会社	株式会社シー・アイ・シー／株式会社日本信用情報機構

〔個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間〕

①全国銀行個人信用情報センター（KSC）

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL.03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関
＜登録情報と登録期間＞

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行および機関が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

②（株）日本信用情報機構（JICC）

https://www.jicc.co.jp/
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
TEL.0570-055-955
主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関
＜登録情報と登録期間＞

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
申し込みの事実に係る情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、並びに申込日及び申込商品種別等）	照会日から6か月以内

③（株）シー・アイ・シー（CIC）

https://www.cic.co.jp/
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
フリーダイヤル.0120-810-414
主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関
＜登録情報と登録期間＞

登録情報	登録期間
本人を識別するための情報（氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の登録情報のいずれかが登録されている期間

本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
契約内容に関する情報（契約日、契約の種類、商品名、支払回数、契約額（極度額）、契約終了予定日、登録会社名等）	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

※KSC、JICC およびCICは、相互に提携しています。

※各機関の会員資格、会員名簿は各機関のホームページに掲載しています。

第3条 銀行と保証会社の間で提供される個人情報の内容および利用目的

申込人は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、保証会社における本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
 - 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
 - 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人の銀行における取引情報（過去のものを含む）
 - 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
 - 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
- また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。
- 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
 - 保証会社での保証審査の結果に関する情報
 - 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
 - 保証会社における、保証残高情報、保証にかかる継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
 - 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
 - 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
- ※お問い合わせ窓口について

保証会社名	お客様相談室	代表電話	所在地
九州カード株式会社	TEL 092-452-4520	TEL 092-452-4510	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-3-18

Ⅲ. 個人関連情報の第三者取得についてご同意いただく条項

申込人は、銀行および保証会社が、第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱うことに同意します。

1. 電話接続状況履歴の取得

銀行および保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、転移先電話番号が含まれています。）の提供を受け、お客さまの個人データとして取得し、銀行および保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

NCBデビット-JCB会員規約

第1章 総則

第1条（会員）

- 株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」という。）に普通預金口座（以下「預金口座」という。）を開設し、かつ本規約を承認の上、九州カード株式会社（以下「当社」といい、当社と当行を併せて「両社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「二社」、当社と当行、JCBを併せて「三社」という。）に対して、三社所定の入会申込書等によりNCBデビット-JCBの貸与を申込み、三社が承認した方を本会員といたします。
- 本会員は三社との契約は、三社が入会を承認したときに成立します。

第2条（JCBデビットカード）

- 「JCBデビットカード取引」（以下「デビット取引」という。）とは、本会員が決済口座として預金口座を設定することで、第3章の定めに従い、本会員が加盟店（第19条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。）において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、JCBカード取引システム（J-Debitの決済システムではありません。）を用いて当行システムと接続し、預金口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。
- 「JCBデビットカード」（以下「カード」という。）とは、デビットカード利用を行う機能を有するカードをいいます。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。
- 当社は、本会員本人に対し、当社が発行するカードを貸与します。
- 本会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりデビットカード利用を行うことができますので、第三

者によるカード情報の悪用等を防止するため、本会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

6. カードの所有権は当社にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。本会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第3条 (カードの再発行)

1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により本会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知いたします。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。
3. 本会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当社の指示に従って直ちに返還するか、本会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより本会員に損害等が生じたとしても、これについて、両社は何らの責任も負わないものとします。

第4条 (カード機能)

1. 本会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによってデビット取引(第3章に定めるデビットショッピング利用および海外現地通貨引き出しサービスの利用)ができます。
2. デビットショッピング利用は、第18条に基づき本会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、本会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを本会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、本会員に対して、本会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
3. 海外現地通貨引き出しサービスは、第24条に基づき本会員がJCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができる機能です。

第5条 (付帯サービス等)

1. 本会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、三社のいずれかが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。本会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。本会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、本会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または三社が本会員のカード利用が適当でないとして合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 本会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、本会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4. 三社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、三社またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第6条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない本会員で、当社が引き続き本会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
3. 有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

第7条 (暗証番号)

1. 本会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。ただし、本会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
2. 本会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与された本会員本人が利用したものとして推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、本会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 本会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、二社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。

第8条 (年会費・手数料)

1. 本会員は、有効限月(カード上に表示された年月の月をいう。)の3ヵ月後の当社が指定する日(ただし入会後最初の年会費については、有効限月の翌月の当社が指定する日)に、当社に対し、当社が通知または公表する年会費を毎年支払うものとします。なお、当社、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 当社は、預金口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、預金口座の残高が不足する場合、本会員は、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。
3. 本会員は、第3条第1項に規定する場合のほか、本会員がデビットカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して当行、当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行、当社が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

第9条 (届出事項の変更)

1. 本会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、三社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があるとして合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、本会員は、三社の当該取り

扱いにつき異議を述べないものとします。また、本会員は、三社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、本会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第10条 (取引時確認等)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が両社所定の期間内に完了しない場合は、その他同法に基づき必要と両社が判断した場合、両社は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第11条 (反社会的勢力の排除)

1. 本会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いるまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認められた場合には、第28条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について三社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者を行います。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して、認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者

第12条 (業務委託)

本会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を当行またはJCBに業務委託することを予め承諾するものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員等は、三社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社との契約内容に関する事項。
 - ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
 - ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
 - ⑥ 当社、当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧ インターネット等によるオンライン取引等を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
 - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。))
 - (2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、本会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社、当行またはJCBに中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ② 当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の三社事業(三社の定款記載の事業をいう。以下「三社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第18条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
 - ③ 三社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④ 三社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法により、当社、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に

基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

- 本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えらるまで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ上のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。
- 会員等は、二社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第14条 (個人情報の開示、訂正、削除)

- 会員等は、三社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - 当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
 - JCBまたはJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
- 万一登録内容が正確または誤りであることが判明した場合には、三社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第15条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める三社または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします)。

第16条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

- 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他

第17条 (デビット取引の利用限度額)

- 本会員は、個々のデビット取引にあたっての保留額(第20条第3項に定める金額をいう。以下同じ。)が(1)と(2)のいずれか低い金額を超えない限度において、かつ一定期間の保留額の合計金額が(3)と(4)のうちいずれか低い金額を超えない限度においてデビット取引を行うことができます。なお、本会員が行ったデビット取引の中に第20条第7項もしくは第22条第1項に該当する取引があった場合、または第20条第6項に定める売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を上回るデビット取引があった場合は、以下の各号の限度を超えて、デビット取引が成立する場合があります。本会員は了承するものとします。
 - 預金口座の預金残高
 - 一回当たりの利用限度額(当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)
 - 一日当たりの利用限度額(当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が指定し、当社が承認した金額をいう。)
 - 一ヶ月当たりの利用限度額(当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において本会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)
- 前項(3)(4)に定める「一ヶ月」とは、毎月16日から翌月15日までの1ヶ月間をいい、「一日」とは午前0時から起算した24時間をいいます。いずれも日本時間によりします。
- 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域においては、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs(外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。)に対して、カードの利用を制限することができるものとします。

第18条 (デビットショッピングの利用)

- 本会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、本会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下

「デビットショッピング利用」という。)。本会員が加盟店においてカードを利用したことにより、本会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、本会員が当行に対して預金口座からの引落としおよび当社への支払指示を行い、かつ本会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は本会員の預金口座から引落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、本会員に代わって立替払いを行います。

- 本会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等を経て、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができる場合があります。但し、JCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
- インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、本会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、本会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。
- 二社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め本会員が加盟店との間で合意している場合には、本会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 通信料金等二社所定の継続的役務については、本会員が会員番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。本会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが本会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを本会員は予め承認するものとします。なお、本会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第28条第1項なお書きおよび第28条第3項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第20条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、両社は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録した会員番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店が会員番号等の登録を解除する場合は、本会員は予め承認するものとします。
- 本会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
- デビットショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
 - 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において本会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と本会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、本会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。
 - デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、本会員によるカードの利用を一定期間制限することができます。
- 当社は、第22条に定める本会員の当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、本会員の信用状況等により本会員のデビットショッピング利用が適当でない判断した場合には、デビットショッピング利用を断ることがあります。
- 本会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること(以下「現金化」という。)はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式。
 - 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式。
 - 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式。
- 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条に定める金額の範囲内であったとしても、本会員のデビットショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。
- 本会員は、当行または当社が別途公表する日または時間等は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間等は、日本時間となります。

第19条 (立替払いの委託)

- 本会員は、前条第1項および次条第3項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。本会員は、当社が本会員からの委託に基づき、本会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - 当社が加盟店に対して立替払いすること。

- (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
 - (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、デビットショッピング利用代金の全額につき、当社が当行から支払いを受けるまで当社に留保されることを、本会員は承認するものとします。
 3. 第1項にかかわらず、当社が、本会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。
 4. 本会員は、本会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項または前項における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第20条または第22条に定めるとおり当社に支払うものとします。

第20条 (JCBデビットカード取引の決済方法)

1. 本会員が、第18条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引(以下「売買取引等」という。)を行った場合、加盟店等が本会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。
2. 本会員が、第18条第5項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行うおとする場合、登録型加盟店が、本会員に対する請求金額が確定する都度、本会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が両社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、本会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、本会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、本会員はあらかじめ承諾するものとします。
3. 第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、本会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落および当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報(以下「利用情報」といいます。)に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当行が預金口座から引き落とし当社に支払うものとします。(以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。)
4. 前項の保留手続きについては、「普通預金規定」に定める本人確認手続きおよび預金払戻手続き、ならびに「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード利用の暗証番号の入力は不要とします。
5. 第3項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、両社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとします。
6. 第3項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報(以下「売上確定情報」といいます。)が両社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第19条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、当社はその差額相当額を預金口座に返金するものとします。この場合、返金に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第22条第2項の定めによるものとします。
7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、預金口座から引き落とし当社に支払い、当社は第19条に規定する方法により立替払いします。但し、本会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。
8. 当社が保留手続き完了後により保留額を引き落としした後に、または当社が前項、第22条第1項もしくは同条第2項に基づき本会員から売買取引等債権相当額の全部もしくは一部の支払いを受けた後に、本会員が返金・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額または会員から支払いを受けた金額(以下、併せて「受領済金額」といいます。)を本会員の預金口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル(以下「キャンセル取引」といいます。)にかかる利用情報(以下「マイナス利用情報」といいます。)が当社所定の方法により当社に送信された場合、当社はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります(マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」といいます。)。但し、本会員と当社との間のキャンセル取引にかかる最終的な精算は、加盟店から当社所定の方法により当社に送信されたキャンセル取引にかかる売上確定情報(以下「マイナス売上確定情報」といいます。))に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との差額がある場合は、当社所定の方法で当該差額の精算が行われるものとします。なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当社所定の期間内にマイナス売上確定情報を受信しなかった場合(当社に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当社が確認できなかった場合を含みます。)には、キャンセル取引はなかったものとみなされ、当社は、暫定返金額の全額を預金口座から再度引き落とします。
9. 保留手続き完了後、当社が第19条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、本会員の申出に基づき、または当社の判断で、保留額を本会員の預金口座に返金する場合があります。
10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額を本会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第6項が準用されます。

第21条 (海外利用代金の決済レート等)

1. 本会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づきJCBの関係会社が加盟店等に対する第19条にかかる代金等の支払処理を行った時点(本会員がカードを利用した日とは原則として異なる

- ります。)
2. 両社は、利用情報がJCBに到着した時点における当社が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、第20条第6項の規定に基づく処理を行います。
3. 本会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等を支払った後に、本会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が本会員へ返金を行う場合は、原則として、JCBの関係会社が加盟店等との間で第19条にかかる手続きの解除を行った時点(本会員が加盟店等との間で当該解除にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
4. 本会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱株式会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点(本会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、本会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
5. 第1項から第4項の換算レートは、原則として、JCB指定金融機関等が指定した基準レート(JCBが別途公表します。)に当社が指定した料率(当社が別途公表します。)を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
6. 本会員が国外でカードを利用した場合であっても、本会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金の金額の提示を受けて、本会員が円貨建のデビットショッピング利用代金を選択した場合には、本会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が本会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります。(但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。)

第22条 (預金口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等)

1. JCBカード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCBカード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第19条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならぬものとします。
2. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、両社は、保留手続きにより預金口座から引き落としした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額(以下「追加引落額」という。)を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額(保留額と追加引落額の合計金額)を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならぬものとします。
3. 第20条第6項に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならぬものとします。
4. 前各項の定めるところにより、本会員の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により本会員の当社に対する債務が発生した場合、本会員からの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとします。

第23条 (会員と加盟店との紛議等)

1. 当社は、カードの機能として、本会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を本会員に対して提供しているものです。本会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
2. 本会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら直接解決するものとします。
3. 当社が本会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとします。

第24条 (海外現地通貨引き出しサービスの利用)

1. 本会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の預金口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
2. 前項の場合、当社は、本会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、当行の預金口座から引き落とします。また、この場合、第21条の規定が準用されます。
3. 本会員は、両社が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、両社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
4. 海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、両社は以下の対応をとることがあります。
 - (1) 当社、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) カードの第三者による不正利用の可能性があると両社が判断した場合、本会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。

第25条 (明細)

本会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「MyJチェック利用者規定」にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。本会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が本会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

第26条 (遅延損害金)

1. 本会員が、本会員のデビットカード利用に基づき、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年14.6%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。

第27条 (債権譲渡)

当社は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第28条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 本会員は、三社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、二社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
2. 当社が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、本会員が相当期間内に受領しない場合には、二社は本会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 本会員（5）または（9）のときは、それに該当する会員をいう。）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（8）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（9）においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、本会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
 - (1) 本会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 本会員が第22条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠ったとき、その他本会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 本会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
 - (4) 本会員によるカードの利用状況が適当でないと両社が判断したとき。
 - (5) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (6) 本会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - (7) 本会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
 - (8) 本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止しまたは本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。
 - (9) 本会員が死亡したことを両社が知ったとき、または本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡が両社にあったとき。
4. 第3項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
5. 第3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、本会員は直ちにカードを返還するものとします。
6. 両社は、第3項に該当しない場合でも、本会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは本会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第29条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。
2. 第1項にかかわらず、本会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を二社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を当社所定の範囲で免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - (1) 本会員が第2条に違反したとき。
 - (2) 本会員の家族、同居人等、本会員の関係者がカードを使用したとき。
 - (3) 本会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
 - (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
 - (5) 本会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または二社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
 - (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第7条第2項ただし書きの場合を除く。）。
 - (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
 - (8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。
3. 偽造カード（第2条第2項に基づき当社が発行し当社が本会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となります。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、本会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。
5. 本会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、二社が必要な調査を実施するにあたり、本会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、本会員はこれに協力するものとします。

第30条 (免責)

1. 両社の責めに帰すべき事由により、本会員の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、両社は、誤って引き落としした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、三社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。
2. 前項のほか、三社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、本会員が被った損害について責任を負う場合であっても、三社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。

3. 前二項の規定は、三社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起した場合には、適用されません。

第31条 (費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第32条 (合意管轄裁判所)

本会員は、本会員と両社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず本会員の住所地または両社（本会員と両社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（本会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第33条 (準拠法)

本会員と三社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第34条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

本会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止にに応じていただくことがあります。

第35条 (会員規約およびその改定)

本規約は、本会員と三社との一切の契約関係に適用されます。三社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と相連する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
2019年12月1日現在

※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。
株式会社ジェーシービー JCBデビットカードデスク
TEL：0570-099-766
3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。
九州カード株式会社 個人情報苦情・相談窓口
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-18
TEL：092-452-4520
株式会社西日本シティ銀行 全営業店窓口及び総務部お客様サービス室
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-3-6
TEL：0120-162-105
株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
TEL：0120-668-500

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

- 株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供
- 株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供

以下の規定については、Ok! Doki ポイントプログラムの対象となる方に適用されます。

Ok! Doki ポイントプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>

※会員規約に同意いただけない場合は、退会の手続きをとらせていただきますので、その旨をお書き添えのうえカードを半分に切って当社までご返却ください。

MyJCB利用者規定

第1条 (定義)

1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード、またはJCB所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。
2. 「MyJCBサービス」（以下「本サービス」という）とは、JCBおよびカード発行会社（以下、併せて「両社」という）が、両社所定のWebサイト（以下「本Webサイト」という）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
3. 「利用登録」とは、会員が、他人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）およびJCBに対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4. 「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認された利用登録を完了した会員をいいます。
5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合言葉（第2条第6項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）の総称をいいます。

第2条 (利用登録等)

1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。

3. 本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure (TM) 利用者規定に同意するものとします。ただし、一部JCBの提携するカード発行会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
4. 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。
5. IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。IDの発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。
6. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
7. 利用登録は、カードごとに限りものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
8. 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。

第3条（登録情報）

利用者は、両社に登録したEメールアドレス等の登録情報の内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条（本サービスの内容等）

1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
 - (1) カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス
 - (2) JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス
 - (3) 両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
 - (4) その他両社所定のサービス
2. 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
3. 利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

第5条（本サービスの利用方法）

1. 利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という）を遵守するものとします。
2. 利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。
4. 前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、随時のパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という）を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
5. 両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象IDのいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。

第5条の2（おまとめログイン設定）

1. 同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定（以下「おまとめログイン設定」という）をすることができ、おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。
 - (1) おまとめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象IDに係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
 - (2) 利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報（自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等）の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。（これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>）に公表します。）
 - (3) 利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
2. おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでのおまとめログイン設定できるカードの範囲は、<https://www.jcb.co.jp/myjcb/pop/omatome-login.html>）に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
3. 会員区分の変更（一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう）があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていたIDは、自動的に変更後のカードのIDとして引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のIDとパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれたIDと変更前のカードに自動的に新規発行されたIDは、自動的におまとめログイン設定されます。
4. おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除するものとします。

第6条（特定加盟店への情報提供サービス）

1. JCBブランドの一部の加盟店（以下「特定加盟店」という）において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サー

ビスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。

2. 両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第7条（利用者の管理責任）

1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
4. 利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条（利用者の禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為
- (2) 他人の認証情報を使用する行為
- (3) 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為
- (4) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為
- (5) JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (6) 法令または公序良俗に反する行為

第9条（知的財産権等）

本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条（利用登録抹消）

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとします。また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2) 本規定のいずれかに違反した場合
- (3) 利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合
- (5) 同IDで連続してログインエラーとなった場合
- (6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条（利用者に対する通知）

1. 両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出を行うことにより、必要通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
2. 両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は、登録したEメールアドレスを常に受信可能な状態にすることとし、登録したEメールアドレスを変更する場合は、両社所定の方法で両社に届け出るものとします。当該届け出がないため、JCBまたはカード発行会社からの通知が到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - (1) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
 - (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
 - (3) 市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
 - (4) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条（免責）

1. 両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。
2. 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。
3. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者が生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

第14条（本サービスの一時停止・中止）

1. 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者へ通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。
2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者へ通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。
3. 両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者へ生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第16条 (準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条 (合意管轄)

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

MyJCB利用者規定にかかる特則

第1条 (本特則の適用)

1. 本特則は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」
2. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。「1. 両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス (2)JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス (3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス (4)その他両社所定のサービス」

3. 本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

第3条 (デビットショッピング利用時の通知)

1. カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知は本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。
 - ① 会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合
 - ② 会員に貸与されたカードによりデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合
 - ③ JCBデビット会員規約第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合
2. 本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。
3. カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。
4. 本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。
5. 第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。
6. 第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

MyJチェック利用者規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条 (定義)

「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」という）の送付を受けている場合において、一定の条件を満たす場合に、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。

第3条 (対象会員)

1. 本サービスを利用することができる者は、JCBおよびカード発行会社（以下併せて「両社」という）が定めるものとする。
2. MyJCB利用登録者を対象とします。

第4条 (利用の申請)

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとします。

第5条 (ご利用代金の明細書等の通知)

1. カード発行会社は、両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJチェック利用者」という）に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上とします。
2. 前項にかかわらず、当面の間、MyJチェック利用者のご利用代金の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社のご利用代金明細書をMyJチェック利用者へ送付することを承諾するものとします。
 - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合
 - (3) その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合
3. 第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いの

利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面（以下「貸金業法第17条第1項の書面」という）を、ご利用の都度MyJチェック利用者へ送付するものとするを承諾するものとします。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を送付する旨の記載がない場合は、送付しないものとします。

4. 両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとします。
5. MyJチェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金の明細を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。
6. JCBは、MyJチェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知（以下「確定通知」という）を、MyJチェック利用者が申請したEメールアドレスに毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとします。
 - (1) 確定通知が正しく受信されなかったことがあった場合
 - (2) 本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合
 - (3) その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合
 - (4) 確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合
7. JCBは、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJチェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金の明細の確認を行うことができるものとします。
8. MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限りません。

第6条 (本サービスの提供終了)

両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を送付するものとします。

- (1) 本規定のいずれかに違反した場合
- (2) その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合
- (3) MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません。

第7条 (終了・中止・変更)

1. 両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第8条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第9条 (本規定の優越)

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとします。

MyJチェック利用者規定にかかる特則

第1条 (本特則の適用)

1. 本特則は、「MyJチェック利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

第2条 (本規定の変更)

1. 本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。
2. 本規定第5条第6項(4)を以下のとおりに変更します。「(4)確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
3. 本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

J/Secure(TM)利用者規定

第1条 (定義)

1. 「J/Secure (TM)」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、およびJCBの提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が提供する第3条の内容のサービスをいいます。
2. 「J/Secure (TM) 利用登録」とは、会員がMyJCB利用者規定第1条および第2条に基づきMyJCBへの新規登録時またはログイン時に、併せて本規定に同意することにより、両社が当該会員をJ/Secure (TM) 利用者として登録することをいいます。ただし、一部のJCBの提携するカード発行会社の会員については、この限りではありません。
3. 「J/Secure (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure (TM) の利用の承認を得た者をいいます。
4. 「J/Secureワンタイムパスワード (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用者のうち、両社所定の「J/Secureワンタイムパスワード (TM) 利用者規定」を承認のうえ、両社所定の方法でJ/Secureワンタイムパスワード (TM) の利用を申し込み、両社が承認した者をいいます。
5. 「J/Secure (TM) 登録情報」とは、J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) 利用登録時に申請した情報をいいます。
6. 「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、両社所定の会員規約における加盟店（以下「加盟店」という。）のうち、当該加盟店の運営するWEBサイト（以下「加盟店サイト」という。）においてJ/Secure (TM) 利用者からカードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、J/Secure (TM) 利用者に対し、加盟店サイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイト上において第4条に定めるパスワードの入力による両社所定の認証方

式による認証手続（以下「認証手続」という。）を要求する加盟店をいいます。

第2条（J/Secure (TM) 利用登録等）

- J/Secure (TM) 利用登録は、MyJCBへの新規登録時またはログイン時に表示されるJ/Secure (TM) 利用者規定への同意をもって完了とします。ただし、一部のカード発行会社の会員については、この限りではありません。
- 一部の提携カード発行会社の会員におけるJ/Secure (TM) 利用登録は、本規定に同意のうえ、JCBおよび一部のJCBの提携カード発行会社所定の方法により申請し、当該カード発行会社の承認を得た場合にされる登録完了画面の表示をもって完了とします。
- J/Secure (TM) 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度J/Secure (TM) 利用登録を行った場合、従前のJ/Secure (TM) 利用登録は効力を失うものとします。
- J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure (TM) 利用登録を解除することができるものとします。

第3条（J/Secure (TM) の内容等）

- 両社の提供するJ/Secure (TM) のサービス内容は、以下のとおりとします。
 - J/Secure (TM) 参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、両社がJ/Secure (TM) 利用者に対して認証手続を行うサービス
 - 前号に付随するその他サービス
- 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure (TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secure (TM) 利用者に対し、公表または通知します。

第4条（J/Secure (TM) の利用方法等）

- J/Secure (TM) 利用者は、加盟店サイトにおいて、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイトの指示に基づき、次項のパスワードを入力し、認証手続を行わなければならないものとします。
- J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) において使用するパスワードは、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードとします。ただし、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者規定の定めに従い、J/Secure (TM) を利用の都度発行され、1回限り利用できるワントタイムパスワード (J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者規定において「J/Secureワントタイムパスワード (TM)」と定義されるものをいう。) を使用するものとします。(以下、MyJCBサービスのパスワードとワントタイムパスワードを併せて、「パスワード」という。)
- 両社は、入力されたパスワードと予め登録されたMyJCBサービスのパスワード（ただし、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者場合はワントタイムパスワード）が一致しているか否かを確認し（以下「認証結果確認」という。）、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。
- 両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure (TM) 参加加盟店に通知します。
- J/Secure (TM) 利用者は、本規定のほか、MyJCB利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。）を遵守するものとします。

第5条（J/Secure (TM) 利用者の管理責任）

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者には、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者規定第6条（J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者の管理責任）が適用されるものとし、本条は適用されません。
- J/Secure (TM) 利用者は、自己のパスワードがJ/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- J/Secure (TM) 利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure (TM) 利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure (TM) 利用者に対する責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。
 - J/Secure (TM) 利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合
 - 故意・過失にかかわらずJ/Secure (TM) 利用者本人およびその家族、親族、同居人などJ/Secure (TM) 利用者の関係者による利用である場合
 - カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合
 - 前号の調査における、J/Secure (TM) 利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合
 - カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合
 - 購入商品などが、カード発行会社に登録のJ/Secure (TM) 利用者の住所に配達され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合
 - J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
 - 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合
 - その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合

第6条（J/Secure (TM) 利用者の禁止事項）

- J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
 - 他人のパスワードを使用する行為
 - コンピュータウイルス等の有害なプログラムをJ/Secure (TM) のサービスに関連して使用または提供する行為
 - JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
 - 法令または公序良俗に反する行為

第7条（知的財産権等）

J/Secure (TM) の内容、情報などJ/Secure (TM) に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM) 利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第8条（利用登録抹消）

- 両社は、J/Secure (TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure (TM) のサービスの利用を制限することができるものとします。
 - カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合

- MyJCBの利用登録が抹消された場合
- 本規定のいずれかに違反した場合
- 利用登録時に虚偽の申告をした場合
- その他両社がJ/Secure (TM) 利用者として不適当と判断した場合

第9条（個人情報の取扱い）

- J/Secure (TM) 利用者は、両社がJ/Secure (TM) の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意します。
 - 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
 - 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
 - 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
- 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

第10条（免責）

- 両社は、J/Secure (TM) のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとし、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure (TM) のサービスの利用に起因して生じたJ/Secure (TM) 利用者の損害について、責任を負わないものとします。
- 通信障害、通信状況、J/Secure (TM) の利用する端末やソフトウェアに起因する事由、J/Secure (TM) 参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure (TM) 利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure (TM) 利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure (TM) 利用者による生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。
- J/Secure (TM) を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛争に関し、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 参加加盟店との間で処理するものとします。

第11条（J/Secure (TM) の一時停止・中止）

- 両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはJ/Secure (TM) 利用者へ通知することなく、J/Secure (TM) のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
- 両社は、システムの保守等、J/Secure (TM) の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure (TM) の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社はJ/Secure (TM) 利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure (TM) のサービスの提供を停止します。
- 両社は、第1項または第2項に基づくJ/Secure (TM) のサービスの停止に起因して、J/Secure (TM) 利用者による生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第12条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができる。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、かつ、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第13条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

J/Secure (TM) の利用に関する紛争について、J/Secure (TM) 利用者として両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（本規定の優越）

J/Secure (TM) の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。ただし、「J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者規定」は、本規定に優先します。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

J/Secureワントタイムパスワード(TM)利用者規定

- 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）、およびJCBが提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が提供・運営する「J/Secureワントタイムパスワード (TM)」(第1条第1項で定めるものをいう。)の利用に関する条件等について定めるものとします。ただし、JCBの提携する一部のカード発行会社においては、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を提供していません。
- 本規定は、J/Secure (TM) 利用者規定（以下「原規定」という。）の特則です。本規定に定めがない事項については原規定が適用されます。また、本規定に別途定めのない限り、本規定の用語は、原規定の用法に従うものとします。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、原規定および本規定（以下「両規定」という。）の内容を承諾し、両規定を遵守して、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を利用するものとします。

第1条（定義）

- 「J/Secureワントタイムパスワード (TM)」とは、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が、J/Secure (TM) の認証手続を行おうとする際に、本アプリを用いて都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
- 「本アプリ」とは、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を発行するためのスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- 「J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録」とは、J/Secure (TM) 利用者が、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を用いてJ/Secure (TM) の認証手続を行うために必要な登録手続をいいます。J/Secure (TM) 利用者は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、両社にJ/Secureワントタイムパスワード (TM) の利用を登録するものとします。
- 「J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利

用者のうち、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secureワントタイムパスワード (TM) の利用を承認された者をいいます。

- 「アプリ起動パスワード」とは、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が本アプリを起動する際に、第三者による本アプリの起動によるJ/Secureワントタイムパスワード (TM) の発行依頼を防止するために入力するパスワードをいいます。

第2条 (J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録等)

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) の利用を希望するJ/Secure (TM) 利用者 (以下「利用希望者」という。) は、以下の方法により、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録を行うものとします。
 - 両社所定のアプリケーションダウンロードサイトより、利用希望者が正当に保有するスマートフォン (以下「端末」という。) に本アプリをダウンロードします。
 - MyJCBサービスのWEBサイトにおいてJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録申請を行い、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録に使用するID (以下「アプリ利用登録ID」という。) およびパスワード (以下「アプリ利用登録パスワード」という。) の発行を受けます。
 - ①によりダウンロードした本アプリへ、アプリ利用登録IDおよびアプリ利用登録パスワードを登録して両社所定の初期設定を行うものとします。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録時および登録後に、両社に対して本アプリの起動を行う際に、アプリ起動パスワードの入力を必要とするか否かを、任意に設定することができます。J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、自己の端末の不正防止機能 (第三者による悪用を防止する機能) の内容・設定状況等を考慮し、自己の責任において、アプリ起動パスワードを設定するか否かを判断するものとします。
- 本アプリをダウンロードした者は、本アプリを、J/Secureワントタイムパスワード (TM) のサービスを利用する目的に限定して利用するものとします。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録は、MyJCBサービスのIDごと (カードごと) に行うものとします。
- 本アプリを利用できる端末は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) の1つの利用登録につき、1台のみとします。
- 本アプリを誤って端末より削除した場合、または他の端末を用いてJ/Secureワントタイムパスワード (TM) を利用しようとする場合 (端末の機種変更を行う場合を含む)、MyJCBサービスのWEBサイトにおいて、既存のJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録を一旦解除したうえで、再度、本条第1項の手続を行う必要があります。

第3条 (J/Secureワントタイムパスワード (TM) の内容等)

- 両社の提供するJ/Secureワントタイムパスワード (TM) のサービス内容は、以下のとおりとします。
 - J/Secure (TM) 参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付ける際に、両社がJ/Secure (TM) 利用者に対して、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を用いた認証手続を行うサービス
 - 前号に付随するその他サービス
- 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secureワントタイムパスワード (TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者に対し、公表または通知します。

第4条 (J/Secureワントタイムパスワード (TM) の利用方法等)

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、以下の方法により、J/Secure (TM) を利用するものとします。
 - 加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイトにおいて、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録済みのJCBカードを決済方法として選択のうえ、パスワード入力画面を表示させます。
 - 本アプリにおいて、上記①において決済方法として選択したJCBカードを選択したうえで、J/Secureワントタイムパスワード (TM) の発行を受けます。なお、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者がアプリ起動パスワードを設定している場合は、当該パスワードを入力しなければ、J/Secureワントタイムパスワード (TM) の発行を受けることはできません。
 - 上記②において発行を受けたJ/Secureワントタイムパスワード (TM) を、本アプリで表示された所定の有効時間内に、上記①のパスワード入力画面に入力するものとします。
- 両社は、前項②において発行されたJ/Secureワントタイムパスワード (TM) と、前項③において入力されたパスワードが一致しているか否かを確認し (以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。
- 両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure (TM) 参加加盟店に通知します。

第5条 (J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用解除等)

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) のサービスの利用を中止する場合、MyJCBサービスのWEBサイトにログイン、または本アプリを起動のうえ、両社所定の方法により、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録の解除の手続を行うものとします。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、端末を譲渡もしくは処分する場合、または携帯電話会社との契約を解除する場合等にも、本条第1項の方法により、事前にJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録の解除の手続を行い、かつ端末から本アプリを削除するものとします。
- J/Secure (TM) の利用登録が抹消された場合、両社はJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者に対して何らの催告または通知をすることなく、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録を解除します。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用登録の解除後は、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 利用者規定に基づいて、J/Secure (TM) を利用するものとします。なお、前項の場合は、この限りではありません。

第6条 ((J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者の管理責任)

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、本アプリで生成されたJ/Secureワントタイムパスワード (TM) がJ/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、端末、本アプリ、アプリ利用登録ID、アプリ利用登録パスワード、アプリ起動パスワード、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が保有するカードのセキュリティコード (カード裏面のサイマルパネル上に印字されている数字をいう。) およびJ/Secureワントタイムパスワード (TM) を厳重に管理するものとします。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が、端末の紛失、盗難など前項の管理違反の結果、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を第三者に不正利用された場合、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者である当該会員は、第三者による不正利用に至った事情のいかんを問わず、カード利用代金を負担するものとします。また、これによりJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) を第三者に利用されたこと、または第三者に利用されるおそれがあることを認識した場合、被害の拡大を防止するために、直ちに、カード発行会社に通知し、その指示に従うものとします。ただし、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者は本項本文を履行したとしても、既に発生したカード利用に関して、前項に定める責任を免れるものではありません。

第7条 (免責)

- J/Secureワントタイムパスワード (TM) において、両社が採用する暗号技術は、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしませんが、両社はその完全性を保証するものではありません。
- 通信障害、通信状況、端末やJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が利用するソフトウェアに起因する事由、J/Secure (TM) 参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 本アプリの瑕疵等の両社の責めに帰すべき事由により、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者によりカードを利用できなかったことにより、両社に故意または重過失がない限り、カードを利用できなかったことによりJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者により生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
- 両社は、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者の承諾およびJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者への事前通知なく本アプリの一部または全部を停止、変更、廃止できるものとし、本アプリの停止、変更または廃止によりJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者により損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。なお、両社が本アプリに関するシステムの障害時およびメンテナンス等の理由で本アプリの利用を停止する場合、および両社が本アプリに関するサービスの提供を終了する場合、J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) 利用者規定に基づいて、J/Secure (TM) を利用するものとします。

第8条 (本規定の改定)

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、たうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のしなす場合があります。

第9条 (準拠法)

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第10条 (合意管轄裁判所)

J/Secureワントタイムパスワード (TM) の利用に関する紛争について、J/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者とは両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第11条 (その他アプリの注意事項)

- 本アプリの使用料 (ダウンロードまたは利用にかかる料金) は無料です。ただし、本アプリのダウンロードおよび利用に際して、通信会社に対して生じる通信料はJ/Secureワントタイムパスワード (TM) 利用者の負担となります (本アプリのバージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定するなど追加的に発生する通信料を含む)。
- 端末の通信状態等により、本アプリにかかわる設定や操作が正常に完了しない場合があります。その場合、再度ダウンロード等が必要になる場合があります。
- JCBは、本アプリの利用が可能なOSをWEBサイトにおいて公表します。ただし、一部利用できない場合があります。
- 本アプリと類似の第三者が作成したアプリには十分ご注意ください。J/Secureワントタイムパスワード (TM) サービスを利用する場合には、MyJCBサービスのWEBサイトよりお申込みください。
- 端末の管理およびセキュリティ対策には十分にご注意ください。
- J/Secureワントタイムパスワード (TM) の登録完了後、MyJCBサービスのパスワードはJ/Secure (TM) の認証手続のパスワードとして、利用できません。

NCBデビット-Visa会員規約

第1章 会員の資格

第1条 (目的)

本規約は、株式会社西日本シティ銀行 (以下「当行」という) と九州カード株式会社 (以下「当社」という) が、当行および当社を総称して「両社」という) が発行する、「NCB デビット-Visa」 (以下「本デビット」という) の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。

第2条 (会員)

両社に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした日本国内に居住する満15歳以上の個人かつ当行に普通預金口座を開設した方のうち、両社が適格と認めた方を会員とします。なお、本デビットの利用による第17条に定める加盟店等に支払うべき一切の支払代金 (以下「本デビット利用代金」という) 等の決済を行う申込口座 (以下「決済口座」という) として指定可能な普通預金口座の種類は当行所定の種類に限るものとします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第3条 (本デビットの取引を行う目的)

会員は、本デビットを第10条に定める利用可能額の範囲内で、第16条に定める利用方法により生計費決済および事業費決済として利用することができます。なお、海外ATM出金については、日本に住所を有する会員が外国における滞在費等に充当する範囲に限ります。

第4条 (年会費)

会員は、両社に対して所定の年会費を両社所定の方法により支払うものとします。なお、年会費の支払時期は本デビット送付時に通知するものとします。なお、両社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。なお、当社は当該年会費を会員に当社所定の方法で通知の上で変更する場合があります。

第5条 (届出事項の変更等)

- 両社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、その他の項目 (以下総称して「届出事項」という) に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、両社所定の方法により変更事項を届出するものとします。
- 氏名または暗証番号を変更する場合その他両社が必要と認める場合には、会員は遅滞なく、両社所定の届出用紙と第7条に定める本カードをあわせて当

行に提出することにより、変更事項の届出を行うものとします。なお、これにより新たに本カードが会員に交付されるまでの間、会員が本デビットを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

- 前2項の届出がなされていない場合でも、両社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は両社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- 本条第1項または第2項の届出がなかったために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。
- 会員が第26条第1項第6号または第7号に該当すると具体的に疑われる場合には、両社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- 会員は、本デビットの決済口座の変更およびカードデザインの変更が出来ないことを予め承諾するものとします。
- 会員は、両社が必要と判断した場合、カードデザインを予告なく変更することについて予め承諾するものとします。
- 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第6条 (本規約の変更、承認)

- 本規約の各条項およびその他の条件は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の店頭表示、両社ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第2章 本デビットの管理

第7条 (本デビットの貸与と取扱い)

- 当社は、会員に氏名・会員番号・有効期限・セキュリティコード等(以下「本デビット情報」という)を表面に印字したプラスチックカード(以下「本カード」という)を発行し、貸与します。会員は、本カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員は、本デビット発行後も、届出事項(第5条第1項の届出事項をいう)の確認手続を両社が求めた場合にはこれに従うものとします。
- 本カードの所有権は当社に属し、本デビット(本カード及び本デビット情報を含む)はカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。
- 会員は、本デビットの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、本デビットを他人に貸与・譲渡・質入・寄託または本デビット情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、本デビットを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。
- 本デビットの使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因して本デビットが不正に利用された場合、会員は、本デビット利用代金についてのすべての支払いの責を負うものとします。
- 本デビットの発行は、当社、あるいは当社が指定する第三者に委託を行うものとします。

第8条 (本デビットの有効期限)

- 本デビットの有効期限は、当社が指定するものとし、本カードの表面に記載した月の末日までとします。但し、有効期限内に本デビットサービスの提供が終了される場合は、当該終了時までとなることがあります。
- 有効期限の2ヵ月前までに両社所定の方法による本デビットの解約申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと本規約を交付します。会員は有効期限経過後の本カードを直ちに切断・破棄するものとします。なお、当社が定める一定期間会員による本デビット利用代金の決済(年会費を含む)が無かった場合には、当社はカード更新を行わず、有効期限をもって当該会員資格を喪失できるものとします。
- 本デビットの有効期限内における本デビット利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第9条 (暗証番号)

- 当社は、会員より申出のあった本デビットの暗証番号を所定の方法により登録します。なお、会員は当社が定める指定禁止番号を登録することはできません。
- 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。本デビット利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。
- 会員は、暗証番号を変更する場合、本規約第11条の定めに従い、カードの再発行が必要となることを予め了承するものとします。

第10条 (本デビットの利用可能額等)

- 本デビットは、決済口座の預金残高かつ次項のショッピングおよび海外ATM出金の上限額の範囲内(以下「利用可能額」という)でショッピングおよび海外ATM出金に利用できます。なおショッピングについては、決済口座の預金残高の範囲内とします。(ただし、当行の総合口座取引規定に基づく当座貸越、カードローンは除きます。)ただし、会員が本デビット取引システムのメンテナンス等によるシステム休止中に本デビットを利用した場合等、本規約第18条3項に定める手続を経ない場合、または本規約第18条5項に定める本デビット利用代金債務の額が本デビット利用代金債務相当額を上回った場合には、普通預金口座の預金残高を超えて本デビットを利用できる場合があることを会員は予め了承するものとします。
- 会員は、本デビットをショッピングおよび海外ATM出金に利用する場合、当社が1回あたりの利用額(海外ATM出金の場合は出金額。以下本項において同じ)、1日あたりの累計利用額および1月あたりの累計利用額に上限額を設けることを予め承諾するものとします。なお、ショッピングおよび海外ATM出金の上限額の基準となる1日は日本標準時の午前0時に始まり翌日の午前0時に終わる24時間とし、同じく1月は日本標準時の月初日の午前0時に始まり翌月の月初日の午前0時に終わる1月とします。両社は、ショッピングおよび海外ATM出金の上限額について、ホームページ等両社所定の方法で公表するものとします。
- 会員は、前項のショッピングおよび海外ATM出金の上限額について、当社所定の方法で申出を行い、当社が適当と認めた場合には、利用限度額を変更できるものとします。

第11条 (本デビットの再発行)

- 当社は、本デビットの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が両社所定の届けを提出し両社が適当と認めた場合に限り、本デビットを再発行します。この場合、会員は、当社所定の本デビット再発行手数料を支払うものとします。

- 前項の定めに従い当社が本デビットを再発行する場合、会員は、本デビット情報が従前本デビット情報から変更される場合があることを予め異議なく承諾するものとします。
- 会員が本デビットの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは会員が責任をもって廃棄(磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断)するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、両社は一切責任を負わないものとします。会員が本カードを受領前に本デビットの再発行の届出をした場合で、届出後に当該本カードを受領した場合は、会員は責任をもって当該カードを破棄するものとします。

第12条 (紛失・盗難、偽造)

- 本デビットまたは本デビット情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」という)により第三者に不正利用された場合、会員は、その本デビットまたは本デビット情報の利用により発生する利用代金についてのすべての支払いの責を負うものとします。
- 会員は、本デビットまたは本デビット情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社所定の方法で当社に通知し、最寄警察署に届出するものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。但し、本デビット情報の紛失・盗難等については、当社への通知で足りるものとします。
- 偽造カードの使用に係る本デビット利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 前項にかかわらず、偽造カードの使用について会員に故意または過失があるときは、その本デビットの偽造カードの使用に係る本デビット利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。
- 両社は、本デビットが第三者によって拾得される等両社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、任意の判断で本デビットを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第13条 (会員保障制度)

- 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難等により第三者に本デビットまたは本デビット情報を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察及び当社への届出がなされたときは、これにより会員が被る本デビットの不正利用による損害をてん補します。
- 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
- 前2項の規定に関わらず、次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - ① 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当社から送付した本カードの代理受領人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難等または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ ショッピングおよび海外ATM出金のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害ならびにNCB デビット-Visa 会員用Web サービス利用特約に定めるVisa Secureを利用したショッピングに関して生じた損害(但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
 - ⑦ 第三者に類推されやすい暗証番号が登録されている場合で、暗証番号が第三者に不正利用された場合の損害
 - ⑧ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害
- 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社所定の方法により当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

第14条 (本デビットの利用停止等)

- 両社は、会員が短時間に貴金属・金券類等の換金性商品を連続して購入しようとする場合、1日に何回も海外ATM出金しようとする場合、第7条第3項にて禁止する行為に該当するまたはそのおそれがあると認めた場合等、本デビットの利用状況が不審な場合、若しくは第21条に定める決済口座からの引落が不能となった場合等の本デビット利用代金の支払状況等の事情によっては、ショッピングおよび海外ATM出金の両方またはいずれかの利用を一時的に中断することがあります。
- 両社は、本デビットおよび本デビット情報の第三者による不正利用の可能性があるかと当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、ショッピングおよび海外ATM出金の両方またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
- 当社は、会員が本規約に違反(第3条の取引を行う目的への違反を含む)し若しくは違反するおそれがある場合、本デビットの利用状況に不審がある場合には、ショッピングおよび海外ATM出金の両方またはいずれかを一時的に停止し、若しくは、加盟店や海外ATM等を通じて本カードの回収を行うことができます。加盟店から本カード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
- 両社が会員について前3項に定める行為に該当またはそのおそれがあると認めた場合、当行が当該会員に対し本カードおよび本人確認資料等を当行所定の方法により当行へ提示するよう求めることができ、会員は当行の求めに応じるものとします。
- 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては本デビットの利用を制限することができるものとします。

第15条 (付帯サービス等)

- 会員は、両社または両社の提携会社が提供する本デビット付帯サービス及び特典(以下併せて「付帯サービス」という)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については別途サービスを提供する当行もしくは当社から会員に対し通知します。
- 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
- 会員は、当行もしくは当社が必要と認めた場合には、当行もしくは当社が付帯サービス及びその内容を変更することを予め承諾します。
- 会員は、第26条に定める会員資格の取消された場合、または、第27条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。

第3章 本デビットの利用方法および本デビット利用代金等の決済方法

第16条 (本デビットによるショッピングおよび海外ATM出金の利用方法)

- 利用可能な加盟店および海外ATM

会員は、次の加盟店および海外ATMにおいて本デビットを利用することができます。但し、会員は、加盟店および海外ATMにおける本デビット利用に際し、本デビット情報その他の個人情報等の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- ① 当社の加盟店
 - ② 当社または当社が加盟もしくは提携する組織（VISA インターナショナル サービスアソシエーションおよび株式会社NTT ドコモを含む）のうち本デビットに搭載された決済機能の国際提携組織（以下「国際提携組織」という）と提携した国内の銀行・クレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店
 - ③ 当社または国際提携組織と提携した海外の銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店
 - ④ 海外クレジットカード会社が海外に設置し当社所定のマークを掲示しているATM等（以下「海外ATM」という）
2. 加盟店の店頭または海外ATMでの利用手続き
商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店に本カードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの認められない場合には本デビットの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。なお、海外ATMで出金取引を行うに際しては、本カードを海外ATMに挿入し、暗証番号を入力して取引を行うものとします。
 3. 郵便・ファックス・電話による取引の利用手続き
郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、本カードの提示に代えて、取引の申込み文書に本デビット情報および届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
 4. オンライン取引の利用手続き
コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社若しくは他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、本カードの提示に代えて、本デビット情報および届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
 5. ICカードの利用手続き
本カードはICチップを搭載しており、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。但し、端末機の故障等の場合若しくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で本デビットを利用していただくことがあります。
 6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き
会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として本デビットを利用することができます。この場合、会員は自らの責任において本デビットの本デビット情報を事前に加盟店に登録するものとし、本デビットの更新等により登録した本デビット情報に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消し等により本デビットが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知するよう決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が本デビット情報の変更情報及び無効情報等を加盟店（加盟店が本デビット決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を經由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。
 7. 本デビットの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を經由して加盟店若しくは会員自身に行う本デビットの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
 8. 会員は、本条第1項の定めにかかわらず、高速道路や一部のホテル等、一部の加盟店において、本デビットを利用できないことがあることを予め承諾するものとします。
 9. 会員は、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等により本デビットを利用することができない場合があることを承諾するものとします。両社は、両社に責めがある場合を除き、これらにより会員に損害等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
 10. 未成年の会員は、本デビット利用の都度、親権者の同意を得るものとします。
 11. 未成年の会員は、加盟店が商品の購入または役務の提供に年齢制限を設けている場合であって、自身の年齢が当該制限（下限）に満たない場合は、本デビットを利用してはならないものとします。

第17条（立替払の承諾等）

1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等において本デビットを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、ショッピングおよび海外ATM出金での本デビット利用による取引の結果生じた加盟店等および海外クレジットカード会社（以下、まとめて「加盟店等」という）の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限られません）を放棄するものとします。
 - ① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を經由する場合があること。
 - ② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除く）を經由する場合があること。
 - ③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払しまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を經由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払すること。
 - ④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払し、または当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を經由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払すること。
 - ⑤ 当社と国際提携組織との契約に従い、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払すること、または海外クレジットカード会社から当社に債権

譲渡すること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社を除く）を經由する場合があります。

2. 本デビットの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとし、また、本デビットの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとし、また、
3. 会員は、本デビット利用に係る債権の特定と内容確認のため、本デビット利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話詳細情報が、加盟店等から当社に開示されることを承諾するものとし、但し、通話詳細情報については、会員の事前の承諾を得た場合のみ開示されるものとし、

第18条（本デビット利用代金等の決済方法）

1. 本デビット利用代金の支払区分は1回払いのみとします。
2. 会員が当社に支払うべき本デビット利用代金等本規約に基づく一切の債務は、本条の定めに従い、当行が、会員の指示に基づき、決済口座から引落のうえ、当社に振り込んで支払うものとします。
3. 会員が加盟店または海外ATMで本デビットを利用してショッピングまたは海外ATM出金を行った際に加盟店等からオンラインまたは所定の方法を通じて通知される取引照会（以下「取引照会」という）に表示された本デビット利用代金の額（以下、「本デビット利用代金相当額」という）および当社所定の手数料がその時点の利用可能額の範囲内であることを当社が当行に確認のうえ、当該加盟店等に本デビット利用の承認通知を行ったとき、会員から当行に対し、本デビット利用代金相当額および当社所定の手数料（以下、併せて「本デビット利用代金債務相当額」という）の決済口座からの引落の指示がなされたものとみなし、当行は、本デビット利用代金債務相当額を会員の決済口座から直ちに引落します。
4. 当社は、本規約に定める方法により会員に本デビット利用代金及び年会費等本規約に基づく一切の債務を通知して請求するものとし、このとき、会員から当行に対し、決済口座から引落済の本デビット利用代金債務相当額を原資として、会員が当社に有する本デビット利用による債務（以下、「本デビット利用代金債務」という）の弁済委託がなされたものとみなし、当行は本デビット利用代金債務を当社に振り込んで支払います。当社は、第17条に基づく債権譲渡の対価の支払または立替払を行ったうえで、本項の請求を行うものとします。
5. 当行は、前項の支払にあたり、本デビット利用代金相当額と、本デビット利用代金債務相当額の引落し手続がなされた後、加盟店等からオンラインまたは所定の方法を通じて通知される本デビット取引に係る売上確定情報に表示された本デビット利用代金の額（以下、「本デビット利用代金額」という）に差異が生じた場合（本条第3項の決済口座からの引落時に適用された国際提携組織の指定する決済レートと本デビット利用代金額に適用された本規約第20条に定める国際提携組織の指定する決済レートが異なることによって生じた差額を含みます）、本デビット利用代金額を正として取り扱ひ、本デビット利用代金額が本デビット利用代金相当額を下回るときは差額を会員の決済口座に戻し、本デビット利用代金額が本デビット利用代金相当額を上回るときは差額を会員の決済口座から引落し、当社に振込みます。なお、会員は当行の当該取扱いにつき、異議を申し立てないものとします。

第19条（本デビット利用代金等の通知方法）

1. 会員は、本デビットを利用する前に、NCB デビット-Visa 会員用Webサービス利用特約を承認のうえ、Web上で本デビット利用代金明細の確認等を行うことができるWebサービス（以下「Webサービス」という）の利用登録を行うものとします。会員は、本条に定める電子メールの受信後速やかに、メールアドレスに表示されるURLにアクセスのうえ、Web明細サービスを利用して本デビット利用代金明細を確認するものとします。
2. 当社は、前条第3項の時点で、会員がWebサービスの利用登録時に当社に登録した電子メールアドレス（以下「会員指定アドレス」という）宛に本デビットの利用を通知する電子メールを送信します。
3. 当社は、第17条に基づく債権譲渡の対価の支払または立替払を行った後、前項の電子メール送信日から起算して3～7日の間に、前条第4項に基づく本デビットの利用代金の請求を会員指定アドレス宛に電子メールを送信して行います。但し、「本デビット利用代金債務相当額」と「本デビット利用代金額」が同一額である場合は、当該電子メールの送信を省略することを会員は予め承諾するものとし、前項の電子メール送信日から起算して3～7日の間に、前条第3項に定める請求が行われたものとして取り扱ひます。
4. 加盟店または海外ATM側の事務処理状況によって、前項に定める日数は変更となる場合があります。

第20条（海外利用代金の決済レート等）

1. 決済が外貨による場合における本デビット利用代金（本デビット利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点で、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算するものとします。
2. 日本国外で本デビットを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外での本デビットの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。
3. 会員は、本デビットを利用して海外ATM出金を行った場合、当社および海外クレジットカード会社所定の利用手数料を負担するものとし、本デビット利用代金に利用手数料を合算して当社に支払うものとします。

第21条（決済口座の残高不足等の場合の支払方法）

1. 当行が、会員の決済口座の残高不足等により、本規約第18条第5項の定めに基づき、当社に支払うべき本デビット利用代金債務から引落済の本デビット利用代金債務相当額を控除した額、本デビット年会費、再発行手数料その他本規約に基づく債務の一部又は全部の引落ができない場合には、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとし、会員は当該充当後の残債務について直ちに支払義務を負うものとし、当社は、会員に対し、本規約第18条の定めによらずに任意の日々にその一部または全部について会員の決済口座から引落すること、またはその他当社の任意の方法で会員に支払うよう指示することができます。この場合は会員は、当社の指定する日時・場所・方法で支払うものとします。本項に基づく会員の支払額が残債務の全額に満たない場合は、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとし、
2. 会員は、前項の支払にかかる費用を負担するものとします。

第22条（加盟店との紛議及び返金の取り扱ひ）

1. 会員は、本デビットにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
2. 海外ATMにおいて外貨が引出し出来ない等、会員と海外クレジットカード会社との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と海外クレジットカード会社との間で解決するものとします。
3. 両社は会員と加盟店等との間に生じた前2項の問題について、責めを負わないものとします。

4. 本デビットの利用後、会員と加盟店等との間における本デビットの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効、または海外ATM出金の取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われた場合、加盟店等の手続結果を両社が確認出来次第、会員の決済口座に戻入します。

第23条 (遅延損害金)

会員は、本規約に基づく債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。この場合の計算方法は年365日(閏年は年366日)の日割計算とします。

第4章 情報の管理等

第24条 (情報の管理および同意)

1. 会員は、当行および当社がそのどちらか一方に対して、もしくは当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本デビットの発行、交付、その他本デビットの業務を遂行するのに必要な範囲において、決済口座番号、本デビット会員番号等の会員情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 会員は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、会員に関する属性または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

① 目的

本デビットの発行・交付、および当行並びに当社が会員の管理を行うための情報の範囲

② 情報の範囲

本申込書等に記載された会員の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号等)およびその変更内容、決済口座番号、本デビット会員番号、本デビットについての会員に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等)、会員と当行および当社との取引内容

3. 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

第25条 (目的範囲内の情報提供および同意)

1. 会員は、会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

① 目的

- A) 当行が、会員へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため
- B) 当行が、会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

② 情報の範囲

当社が保有する会員の取引内容に関する情報(前記24条の内容に加えて、本デビットの利用状況等を含むものとする。)

2. 会員は、会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

① 目的

- A) 当社が、会員へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため
- B) 当社が、会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

② 情報の範囲

当社が保有する会員の取引内容に関する情報(前記24条の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとする。)

3. 当行および当社は前記1項および2項により提供を受けた会員の情報を厳正に管理するものとし、当行および当社のみが利用するものとします。

第5章 会員資格の取消し・退会等

第26条 (会員資格の取消)

1. 当行または当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行または当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

- ① 本デビットの申込に際し、氏名、住所、勤務先等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合

- ② 本規約のいずれかに違反(第3条の取引を行う目的への違反を含む)した場合

- ③ 本デビット利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合

- ④ 会員の本デビットの利用状況が不適当若しくは不審があると両社が判断した場合

- ⑤ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合

- ⑥ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の(1)から(2)のいずれかに該当した場合

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑦ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合

- (1) 力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

- (5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為

- ⑧ 会員に対し第5条第5項または第14条第4項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

- ⑨ 会員が決済口座を解約した場合、または日本国内の居住で無くなった場合
2. 会員資格を取消された場合、当行および当社が必要と認めたときは、会員は速やかにカードを当行または当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

3. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、本デビットの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。

4. 会員は、会員資格の取消後においても、本デビットを利用しまたは第三者に本デビットを利用されたとき(本デビット情報の使用を含む)は当該使用に

よって生じた本デビット利用代金等について全て支払いの責を負うものとし

第27条 (退会)

1. 会員が退会する場合は、両社所定の方法により届出るものとします。この場合、両社が必要と認めた場合には、カードを当行に返却するものとします。また、本規約に基づく債務の全額を弁済していただくこともあります。
2. 会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して本規約に基づく債務を支払うものとします。また、退会後においても、本デビットを利用した場合は第三者に本デビットを利用されたとき(本デビット情報の使用を含む)は当該使用によって生じた本デビット利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

第28条 (本デビットサービスの改廃、解約)

1. 両社は、両社所定の方法で会員に告知の上、第16条に定める加盟店および海外ATMに加えて、新たに決済機能を提供する組織に加盟または提携すること等のサービス追加または改廃をすることがあり、会員はあらかじめこれを了承するものとします。
2. 両社は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、当行の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、本デビットサービスの一部または全部の利用を停止し、または解約できるものとします。

第29条 (免責)

1. 両社は、両社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、両社が返金をする場合、利息・損害金をつけず、返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。
2. 前項のほか、両社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、両社の責めに帰すべき事由のある場合を除き、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、両社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。

第30条 (合意管轄裁判所)

会員と両社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および両社の本店・本社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第31条 (準拠法)

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

NCBデビット-Visa会員用Webサービス利用特約

第1条 (目的)

1. 本利用特約(以下「本特約」という)は、株式会社西日本シティ銀行(以下「当行」という)および九州カード株式会社(以下「当社」という)が、NCBデビット-Visa会員規約(以下「本規約」という)に基づいて発行する、NCBデビット-Visa(以下「本デビット」という)の会員用Webサービス(以下「Webサービス」という)において提供するサービスの利用について定めるものである。
2. 本特約で用いる用語は、別途定義しない限り、本規約で定義した用語と同じ意味を有するものとします。

第2条 (申込)

会員は、当社所定の方法によりWebサービス開設の手続きを申し込むことで、当社がWebサービスにおいて提供するサービスを利用することができます。

第3条 (ID・パスワード)

1. 会員は、Webサービスの利用にあたって、ユーザーID、パスワード、電子メールアドレスを登録するものとします。
2. 会員は、会員に対して当社より発行されまたは認証されたユーザーID、パスワード、その他その性質上Webサービスの利用にあたって当社より秘密性を有する情報として提供されたものとして認められるもの全て(以下「ID等」という)に関して、会員以外の第三者に対して譲渡、売買、担保提供、名義変更、あるいは利用させてはならないものとします。
3. 会員は、善良なる管理者の注意を以て、ID等を他人に知られないよう十分に注意を払う他、ID等の使用及び管理に関して一切の責任を持ち、ID等の利用に関してなされた会員の全ての行為に関して一切の責任を負うものとし
4. 会員は、本条第1項に基づいて定めたパスワードが、第5条に定めるオンラインショッピング認証サービスにおけるパスワードとしても登録される事に同意します。
5. 会員は、会員指定アドレス等、当社に対して申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID等が第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとし
6. 会員は、ユーザーID及びパスワードをWebサービスの画面より、当社の定める方法で変更できるものとします。
7. 会員は、ユーザーID及びパスワードをWebサービスの画面より、当社の定める方法で変更できるものとします。

第4条 (提供するサービス)

1. 会員はWebサービスにおいて設定されたユーザーID及びパスワードでログインすることにより、本デビット利用代金明細の確認、会員指定アドレスの変更、本デビット利用限度額の変更、本デビットの利用停止・解除、オンラインショッピング認証サービス等の利用ができます。
2. 前項の各サービスについては、会員が利用した加盟店が利用しているネットワークの設定等によって結果が左右されるため、会員がWebサービスで設定した条件・内容に従ってサービスが提供されることを保証するものではありません。
3. 当社はWebサービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、会員に不利益が生じた場合でも、当社は補償その他の義務を負わないものとし

第5条 (オンラインショッピング認証サービス)

「オンラインショッピング認証サービス」とは、Visaの提供する「Visa Secure」を利用可能とする以下の内容のサービスです。

- (1) 会員は、第3条第1項に従いパスワードを含む所定の認証情報を登録することで、Visa Secureに対応した加盟店で電子商取引を行う際に、Visa Secureを利用することができます。会員は、Webサービスで登録した認証情報が、Visa Secureの認証情報として利用されることに同意します。
- (2) 会員は、既にオンラインショッピング認証サービスに登録して専用パスワードを保有している場合、引き続きこの専用パスワードをオンラインショッピング認証サービスのパスワードとして使用する事が可能です。しかしながら、第3条第6項に基づいてパスワードの変更を行った場合には、変更後のパスワードがオンラインショッピング認証サービス用のパスワードとして登録され、専用パスワードは失効することに同意します。
- (3) 本規約第9条によるカード再発行で会員番号が変更となった場合、Visa Secureのパスワードを含む所定の認証情報は無効となります。この場合、

会員は改めてWebサービス上でパスワードの設定を行うことにより、Visa Secureが利用できるようになります。

- (4) オンラインショッピング認証サービスは、本規約第12条および第14条によるカード利用停止、第27条による退会および第26条の会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、オンラインショッピング認証サービスは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
- (5) 本特約の規定にかかわらず、Visa Secureを利用したショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
- (6) 当社は、Webサイトに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、オンラインショッピング認証サービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

第6条 (利用準備)

インターネットを利用するにあたり、会員は、自己の責任と費用において必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線、その他の設備を保持し管理するものとします。

第7条 (本特約の告知・変更)

1. 当社は会員の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより本特約を変更できるものとします。
2. 会員は、本特約の変更後、相当期間の経過、またはWebサービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

第8条 (免責)

1. Webサービスにおけるシステムの運用等には万全を期していますが、万一Webサービスが一時的に中断・中止された場合または情報内容に誤りがあった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 会員のプロバイダーもしくはメールサーバーの障害またはメールボックスの容量不足等により、本サービスにおける当社からの情報の遅延・不達が発生した場合、それらによって生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. システムメンテナンス等及びその他不可抗力により本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 (Webサービスの停止)

会員は、本規約第27条による退会および第26条の会員資格の取消により、退会日または会員資格取消日からWebサービスをご利用いただけなくなります。但し、本デビット利用代金明細の確認は、退会日または会員資格取消日から起算して180日間経過後からご利用いただけなくなります。

以 上

